

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年2月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成21年10月19日	115,815円	足立区入谷在住者	平成21年8月12日、足立区入谷四丁目9番先の道路で、区職員の運転する公用車が信号のない交差点に進入する際に、右方向から直進してきた相手方車両左側面に衝突し、同車両を破損させた。
平成21年12月22日	110,915円	足立区青井在住者	平成21年10月28日、足立区中央本町一丁目5番先の道路で、区職員の運転する自転車 ^{でん} が右折する際に、右後方から直進してきた相手方自転車に衝突し、相手方を転倒させ、左臀部打撲の傷害を負わせた。